

【機密性 2】

◎広島地方裁判所規程第一号

広島地方裁判所事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十四日

広 島 地 方 裁 判 所

広島地方裁判所事務処理規程の一部を改正する規程

広島地方裁判所事務処理規程（昭和四十九年広島地方裁判所規程第一号）の一部を次のように改正する。
第十一条中第一号及び第五号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

広島地方裁判所長

村 越 一 浩

◎神戸地方裁判所規程第一号

神戸地方裁判所常任委員選出規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月九日

神 戸 地 方 裁 判 所

神戸地方裁判所常任委員選出規程の一部を改正する規程

神戸地方裁判所常任委員選出規程（平成八年六月二十七日神戸地方裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「投票は電子投票の方法により、選出すべき被選挙人名を連記して、無記名式で行う。」を「投票は電子投票の方法により、判事四人及び判事の権限を有する判事補（以下「特例判事補」という。）一人の被選挙人名を入力する等して、無記名式で行う。」に改める。

第八条一項中「有効投票の最多数を得た者から順次五人の者を当選者とする。」を「有効投票の最多数を得た者から順次当選者とする。」に改め、「ただし、そのうちに判事の権限を有する判事補（以下「特例判事補」という。）が含まれていないときは、最多数を得た者から順次四人と特

【機密性2】

例判事補のうち最多数を得た者一人を当選者とする。」を削る。

第九条二項を三項とし、二項として「投票は電子投票の方針により、欠員の生じた人数の判事又は特例判事補の被選挙人名を入力する等して、無記名式で行う。」を加える。

附 則

この規程は、令和六年四月九日から施行する。

◎福岡高等裁判所規則第一号

福岡高等裁判所常置委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十五日

福 岡 高 等 裁 判 所

福岡高等裁判所常置委員会規則の一部を改正する規則

福岡高等裁判所常置委員会規則（平成五年福岡高等裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「書面」を「適宜の方法」に改める。

附 則

この規則は、令和六年六月二十五日から施行する。

福 岡 高 等 裁 判 所 長 官



◎福岡地方裁判所規則第1号

福岡地方裁判所常置委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月17日

福岡地方裁判所

福岡地方裁判所常置委員会規則の一部を改正する規則

福岡地方裁判所常置委員会規則(平成23年福岡地方裁判所規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条 福岡地方裁判所常置委員会（以下「委員会」という。）については、他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	第一条 福岡地方裁判所常置委員会（以下「委員会」という。）については、他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第二条 委員会は、福岡地方裁判所に所属する次の裁判官による委員をもって組織する。 一 所長 二 本庁民事部及び本庁刑事部において司法行政事務につき所長に差し支えのあるときの代理	第二条 委員会は、福岡地方裁判所に所属する次の裁判官による委員をもって組織する。 一 所長 二 本庁民事部及び本庁刑事部において司法行政事務につき所長に差し支えのあるときの代理

改正後	改正前
順序が第一順位にある者 各一人	順序が第一順位にある者 各一人
三 飯塚、久留米及び小倉の支部長	三 飯塚、久留米及び小倉の支部長
四 現に本庁に勤務する判事（判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定によって、判事の権限を有する者（以下「特例判事補」という。）を含む。以下同じ。第一号及び第二号の規定による委員を除く。）のうちから互選された者二人	四 現に本庁に勤務する判事（判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定によって、判事の権限を有する者（以下「特例判事補」という。）を含む。以下同じ。第一号及び第二号の規定による委員を除く。）のうちから互選された者二人
五 現に小倉支部に勤務する判事（第三号の規定による委員を除く。）のうちから互選された者一人	五 現に小倉支部に勤務する判事（第三号の規定による委員を除く。）のうちから互選された者一人
六 現に直方、行橋及び田川の支部に勤務する判事のうちから互選された者 一人	六 現に直方、行橋及び田川の支部に勤務する判事のうちから互選された者 一人
七 現に柳川、大牟田及び八女の支部に勤務する判事のうちから互選された者 一人	七 現に柳川、大牟田及び八女の支部に勤務する判事のうちから互選された者 一人
2 現に本庁に勤務する判事補（特例判事補を除く。）のうちから互選された者一人及び福岡簡易	2 現に本庁に勤務する判事補（特例判事補を除く。）のうちから互選された者一人及び福岡簡易

改正後	改正前
<p>裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官は、委員会に出席して意見を述べることが<u>できる。第五条に規定する委員に意見を聞く方法により開催するときも、同様とする。</u></p>	<p>裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官は、委員会に出席して意見を述べることが<u>できる。</u></p>
<p>第三条 前条第一項第四号から第七号までの規定による委員（以下「互選による委員」という。）は、毎年五月中に選出するものとし、これと併せて同委員が欠けたときに同委員となるべき者（以下「次順位の者」という。）も選出するものとする。</p>	<p>第三条 前条第一項第四号から第七号までの規定による委員（以下「互選による委員」という。）は、毎年五月中に選出するものとし、これと併せて同委員が欠けたときに同委員となるべき者（以下「次順位の者」という。）も選出するものとする。</p>
<p>2 互選による委員の任期は、毎年七月一日から一年とし、再任を妨げない。</p>	<p>2 互選による委員の任期は、毎年七月一日から一年とし、再任を妨げない。</p>
<p>3 互選による委員が欠けたときは、次順位の者をもってこれに充て、同人も欠けたときは更に互選によりこれに充てる。ただし、互選によることができないときは、委員会の指名によりこれに充てる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>3 互選による委員が欠けたときは、次順位の者をもってこれに充て、同人も欠けたときは更に互選によりこれに充てる。ただし、互選によることができないときは、委員会の指名によりこれに充てる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

改正後	改正前
<p>は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>は支部の勤務を離れたときは、その委員たる資格を失う。ただし、右事由が、第二条第一項第六号に規定する支部相互間又は第七号に規定する支部相互間における勤務地の変更によるときは、この限りでない。</p>
<p>4 互選による委員が、それぞれ勤務する本庁又は支部の勤務を離れたときは、その委員たる資格を失う。ただし、右事由が、第二条第一項第六号に規定する支部相互間又は第七号に規定する支部相互間における勤務地の変更によるときは、この限りでない。</p>	<p>第四条 第二条第一項第一号の委員が欠け、又は事故があるときは、委員会の議により、その事情が止むまでの間、司法行政事務につき所長に差し支えのあるときに代理する者をもってこれに充てることができる。</p>
<p>第四条 第二条第一項第一号の委員が欠け、又は事故があるときは、委員会の議により、その事情が止むまでの間、司法行政事務につき所長に差し支えのあるときに代理する者をもってこれに充てることができる。</p>	<p>2 第二条第一項第三号の委員が欠け、又は事故があるときは、委員会の議により、その事情が止むまでの間、司法行政事務につき当該支部長に差し支えあるときに代理する者をもってこれに充てることができる。ただし、小倉支部長を代理する者が互選による委員である場合は、この限りでない。</p>
<p>2 第二条第一項第三号の委員が欠け、又は事故があるときは、委員会の議により、その事情が止むまでの間、司法行政事務につき当該支部長に差し支えあるときに代理する者をもってこれに充てることができる。ただし、小倉支部長を代理する者が互選による委員である場合は、この限りでない。</p>	

改正後	改正前
する者が互選による委員である場合は、この限りでない。	第五条 委員会は、所長が必要に応じてこれを <u>招集する。</u>
第五条 委員会は、所長が必要に応じてこれを <u>招集し、又は委員に意見を聞く方法により開催する。</u>	第六条 第二条第一項第一号の委員は、委員会の委員長となり、かつ、その事務を総括する。 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
第六条 第二条第一項第一号の委員は、委員会の委員長となり、かつ、その事務を総括する。 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。	第七条 委員会は、委員の三分の二以上が <u>出席しなければ決議し、又は諮問されることができない。</u>
第七条 委員会は、委員の三分の二以上が <u>出席(第五条に規定する委員に意見を聞く方法により開催する場合は意見を聞くことをいう。以下同じ。)しなければ決議又は答申をすることができない。</u>	第八条 委員会において適當と認めるときは、委員以外の者 <u>の出席を求めて、</u> 説明又は意見を聞くことができる。
第八条 委員会において適當と認めるときは、委員以外の者 <u>から</u> 説明又は意見を聞くことができる。	第九条 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
	第十条 委員会に幹事二人を置く。 2 幹事のうち一人は、事務局長を充て、他の一人

改正後	改正前
第九条 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	は、委員長が指名する裁判所事務官を充てる。
第十条 委員会に幹事二人を置く。 2 幹事のうち一人は、事務局長を充て、他の一人は、委員長が指名する裁判所事務官を充てる。 3 幹事は、委員長の命を受け、庶務を掌理する。	3 幹事は、委員長の命を受け、庶務を掌理する。
第十一条 委員会の議事については、議事録を作らなければならない。 2 議事録には、 <u>出席者及びこれを作成した幹事の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長がこれを確認する。</u> 3 裁判官は、いつでも議事録を閲覧することができる。	第十一条 委員会の議事については、議事録を作らなければならない。 2 議事録には、 <u>出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長及びこれを作った幹事がこれに署名しなければならない。</u> 3 裁判官は、いつでも議事録を閲覧することができる。

附 則

この規則は、令和6年12月18日から施行する。

福岡地方裁判所長 片山昭人

◎静岡家庭裁判所規程第一号

静岡家庭裁判所事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十日

静岡家庭裁判所

静岡家庭裁判所事務処理規程の一部を改正する規程

静岡家庭裁判所事務処理規程（平成二十九年静岡家庭裁判所規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号の次に次のように加える。

九 裁判官以外の職員（第一号の職員を除く。）の任免、補職又は勤務裁判所の指定に関する事項

附 則

この規程は、令和六年十二月二十一日から施行する。

静岡家庭裁判所長 細矢 郁